

件名	愛媛県森林そ生緊急対策基金条例
主管課	森林整備課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>森林整備加速化・林業再生事業費補助金を原資とする基金の設置</p> <p>1 設置 <u>間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図り、もって水源のかん養等の多面的機能を有する森林をそ生させるために要する経費の財源に充てるため、森林そ生緊急対策基金を設置する。</u></p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入する。</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日(平成 24 年3月 31 日限り失効。ただし、精算について、条例の規定は、同年6月 30 日までの間で精算が完了する日まで効力を有する。
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 事業実施主体 基金のために設置される地域協議会構成員である県、市町、森林組合等</p> <p>2 事業実施期間 平成 21 年度～23 年度（3 年間）</p> <p>3 事業内容</p> <p>① 地域協議会（地域の森林整備の事業計画を作成することなどを行う組織の運営費等）</p> <p>② 間伐や林内路網整備（不用木の伐採や中核作業道等の整備）</p> <p>③ 高性能林業機械等の導入（機械の購入に係る経費の補助）</p> <p>④ 木材加工流通施設等整備（木材処理加工施設や木材集荷販売施設等の整備）</p> <p>⑤ 木造公共施設等整備（医療・社会福祉法人施設等の木材を利用した施設整備に係る補助）</p> <p>⑥ 木質バイオマス利用施設等整備（燃料用チップ等を使用する施設の整備）</p> <p>⑦ 特用林産施設整備（特用林産物の生産加工施設整備）</p> <p>⑧ 間伐材安定供給コスト支援等及び流通経費支援等（搬出や運搬に係る経費の補助）</p> <p>⑨ 利子助成（借入金に係る利子への補助）</p> <p>⑩ 地域材利用開発（地域の木材に応じた製品の開発等） など</p> <p>4 基金繰入額見込み 3,200,000 千円 （事業執行予定額 21 年度 509,000 千円 22 年度 1,388,000 千円 23 年度 1,303,000 千円）</p> <p>5 基金の残額の処分 基金は平成 24 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは同年 6 月 30 日までに国庫に納付する。</p> <p>※ 「えひめ森林そ生」とは 林業生産性の悪化により県内の森林が放置され、荒廃しつつあることから、平成 13 年を「えひめ森林そ生元年」と位置付け、森林の自然との調和を図りながら活力のある森林へとよみがえらせ、健全な姿で次世代に引き継ごうとするもの。 平成 18 年度に「えひめ森林そ生プロジェクト」を創設</p>	